

法 規

注1 問題文中に「電気設備技術基準」とあるのは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の略である。

注2 問題文中に「電気設備技術基準の解釈」とあるのは、「電気設備の技術基準の解釈における第1章～第6章及び第8章」をいう。なお、「第7章 国際規格の取り入れ」の各規定について問う出題にあつては、問題文中にその旨を明示する。

注3 問題は、令和5年4月1日現在、効力のある法令（「電気設備技術基準の解釈」を含む。）に基づいて作成している。

A問題（配点は1問題当たり6点）

問1 次の文章は、「電気事業法」に基づく主任技術者に関する記述である。

- a) を設置する者は、 の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。
- b) 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（aの許可を受けて選任した場合を除く。）は、 ，その旨を に届け出なければならない。
- c) は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

上記の記述中の空白箇所(ア)～(エ)に当てはまる組合せとして、正しいものを次の(1)～(5)のうちから一つ選べ。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
(1)	自家用 電気工作物	主務大臣	遅滞なく	事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に従事する者
(2)	自家用 電気工作物	産業保安 監督部長	遅滞なく	事業用電気工作物を 設置する者
(3)	電気事業の 用に供する	主務大臣	14 日以内に	事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に従事する者
(4)	電気事業の 用に供する	産業保安 監督部長	遅滞なく	事業用電気工作物の工事、 維持又は運用に従事する者
(5)	電気事業の 用に供する	主務大臣	14 日以内に	事業用電気工作物を 設置する者